

型式承認申請ガイド (照度計)

この型式承認申請ガイドは、型式承認申請を目的とする製造事業者、輸入事業者及び外国製造事業者が、統一した思想で円滑に申請を行うことができるよう作成されたものです。

また、型式の申請については計量法『特定計量器検定検査規則』第三節〈型式の承認〉第一款〈申請等〉、『国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』及び以下に掲げる事項に従って、適正、かつ、円滑に対応を図られるよう、お願いいたします。

なお、型式に関する技術的相談については、以下の産業技術総合研究所担当部署にお問い合わせ下さい。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3
TEL 029-861-4057 or 4058
FAX 029-861-4055
E-MAIL : lgl-apr-im-ml@aist.go.jp
<https://unit.aist.go.jp/riem/lgl-apr/>

I. 型式承認の種類と申請・審査のフロー

(1) 型式承認は「新規型式」と「承認型式」に分類されます。

「承認型式」は、既に型式承認を取得した型式に軽微な変更又は機能の追加を行った場合に該当し、提出図書等は原則として「新規型式」の場合と同様に全て必要となりますが、試験については変更又は追加した箇所に関わるもの以外は省略されます。

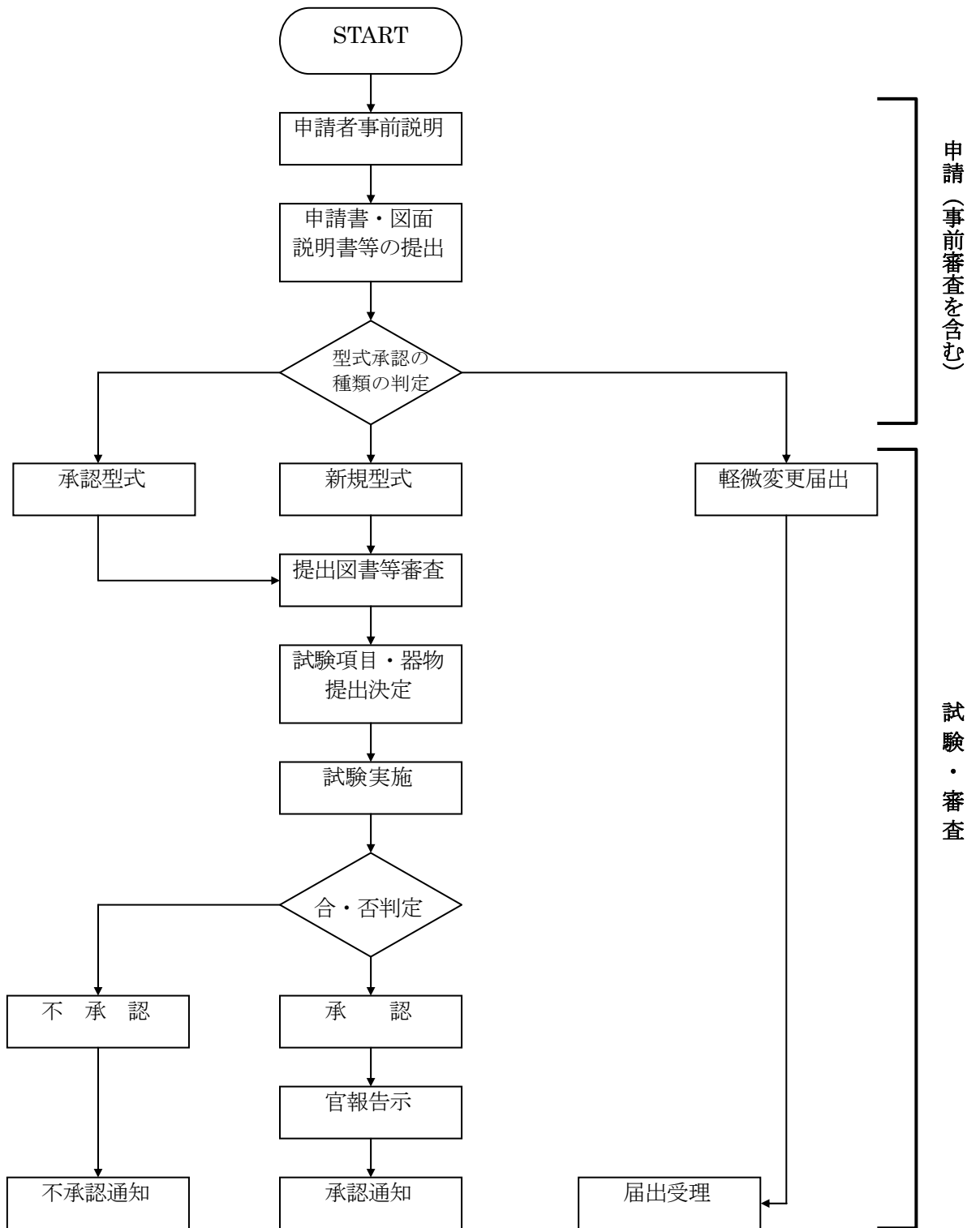
(2) 既に型式承認を取得している型式に変更を加える場合で同一型式に属し、計量性能に影響のない変更については「軽微変更届出」を提出することができます。「軽微変更届出」には変更に係わる箇所の提出図書が必要になります。

なお、「軽微変更届出」については、試験は行われず、手数料も不要となります。

(3) 申請から承認（不承認）又は届出受理までの流れは「型式承認申請・審査フロー」の通りとなります。

なお、「新規型式」、「承認型式」又は「軽微変更届出」のいずれに該当するかを含め、同一型式の判定、提出図書等の訂正・追加及び試験器物の選定等が「事前審査」の際に行われます。

型式承認申請・審査フロー



II. 申請手続き

- (1) 申請書は『特定計量器検定検査規則』第30条第1項（様式第7による、製造事業者型式承認申請書、輸入事業者型式承認申請書又は外国製造事業者型式承認申請書）に従い、該当事項を記入し、記入事項に誤りのないことを確認した後、標準供給保証室に申請書1部を提出していただきます。

申請が受理されましたら、請求書が届きますので、計量法関係手数料令（平成22年政令第134号）第4条に定める手数料の払い込みをお願い致します。

★新規型式手数料（旧「新規承認」に相当）：

○ 照度計 769,100円

★承認型式手数料（旧「軽微変更承認」に相当）：

○ 照度計 384,500円

- (2) 軽微変更届出は『独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』第14条（様式第2による承認型式軽微変更届出書）に従い、該当事項を記入し、記入事項に誤りのないことを確認した後、標準供給保証室に届出書1部を提出していただきます。

- (3) 申請及び届出に関する問合せ

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター 標準供給保証室

〒305-8563 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3

TEL 029-861-4026 FAX 029-861-4018 <https://www.nmij.jp/service/P/legal/katashiki/>

III. 提出図書等

提出図書等については『特定計量器検定検査規則』第三節 <型式承認>第一款<申請等>及び次に掲げる事項について作成します。

提出部数は「新規型式」、「承認型式」、「軽微変更届出」何れの場合も2部作成提出して下さい。

（部数2部内訳）

- ・ 申請者の保管図面 1部（試験終了後承認の場合、承認通知書と合わせ承認図書として申請者宛に送付します）
- ・ 承認機関の保管図面 1部（審査担当部署保管及び承認担当部署用）

1. 用紙の大きさ、書式、作図方法及びファイリング

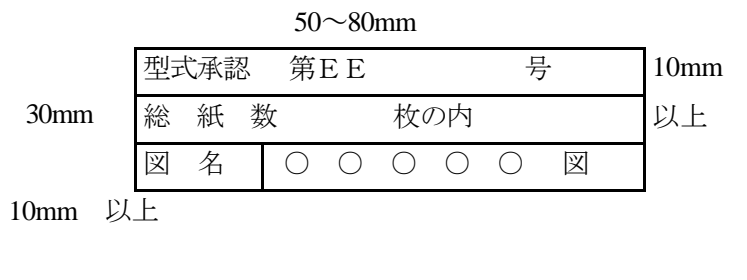
- (1) 用紙の大きさは日本工業規格（JIS）A4版とします。

ただし、やむを得ない場合A3版でも結構です。

- (2) 製本のためにA4版は長手方向を上下とした位置を、A3版は長手方向を左右とした

位置をそれぞれ正位として、綴じ代を左側に30mm程度設けて下さい。また、A3版の用紙はA4版の大きさに折り畳んで下さい。

- (3) 図面の輪郭の指定はありませんが、輪郭の有無は何れかに統一して下さい。
- (4) 図面下方右側に次に示す図名等の枠を設けて下さい。枠の右端及び下端と用紙の端との間隔は10mm以上開けて下さい。枠内の上段は型式承認番号欄、中段は総紙数欄、下段は図名欄として、図名は申請者が記入し、他は空欄で提出して下さい。



- (5) 文章による記載は最小限とし、図面によって内容が理解できるようにして下さい。
使用する材料等の記載は、部品欄(パーツリスト)を図の右側上方に設けて記載するか、別にパーツリストを作成して下さい。
- (6) 同一図名が複数枚ある場合には、図面余白に、図名の名称と同じ名称を用いて、その後に通し番号を付けて下さい。(記載例：外観図1、外観図2)
また、同一図名で機種異なる図面には図名欄上部付近に名称及び型式名を記載して下さい。(記載例：外観図 本体ユニット KEIRYOU 25型)
- (7) 図面にはそれぞれ表紙を付けて下さい。

表紙例 サイズ：A4

(見本：新規型式・承認型式)

型式承認試験 構造図・作動原理図	
型式承認 第 ○○○○ 号	
種類：照度計	
承認日：平成 年 月 日	
申請者：○○○○株式会社	
総紙数	○○枚の内 1

(見本：軽微変更届出)

承認型式 軽微変更届出	
型式承認 第 ○○○○ 号	
種類：照度計	
受理日：平成 年 月 日	
申請者：○○○○株式会社	
	総枚数 ○○枚

注：承認日は空白にてお願いします。

注：受理日は空白にてお願いします。
総枚数の○○は表紙を含めた枚数を記載下さい。

2. 図面

(*文中の [○] は提出図面 (図名枠記載図面)、 [●] は提出図書 [★] は参考資料)

(1) 仕様一覧表 [○]

型番を含む、機器における仕様について、記載したものをご準備ください。また、電源の仕様も記載して下さい。

(2) 外観図 [○] <記載例図2>

- a. 機器の外観図は正面図 (立面図)、左右側面図、平面図 (上面図)、下面図 (底面図) 及び背面図によるものとし、それぞれ寸法 (mm) を記載して下さい。ただし、左右対称のものなど形状及び寸法が同一な図は省略して結構です。
- b. 相似形の機種が複数ある場合はベーシックな図面を作成し、それぞれの型番ごとの寸法を表に記載して下さい (記載例図2を参照)。
- c. 数字キー、ファンクションキー等には名称 (機能)、文字サイズ、キー間隔等を記載して下さい (可能な限り原寸大図)。文字・記号・標識が鮮明に判別できるように作成して下さい。
- d. コネクタ部等についてはその形状及び寸法が分かる図とし、名称 (用途) を記入して下さい。

<記載例図2>

単位: mm

型番	AB-1	AB-2	AB-3	...
縦 (A)	200	220	240	...
横 (B)	100	120	140	...
高さ (C)	150	170	200	...

(3) 銘板図 [○]

- a. 銘板図は可能な限り原寸大図とし、材質、形状、外径寸法、厚み及び印字方法並びに取り付け方法を記載して下さい。
- b. パターンが複数あれば、全ての銘板 (パターンの違うもの) を記載して下さい。

(4) 表示機構図 [○]

- a. 表示器の種類 (液晶・発光ダイオード等)。
- b. 数字、文字それぞれの形状、寸法 (形状は可能な限り原寸大図)。
- c. 数字、文字が多種表示可能なものについては基本パターンを記載して下さい。

(5) 構造図 (パーツリスト含む) [○]

- a. 構造図は主要な機器・部品の構成及び配置が分かるように作成して下さい。
- b. 必要なパーツリストは図中に記載するか、別図面に作成して下さい。
- c. パーツリストに主要な部品の材質を記載して下さい。
- d. 寸法については記載不要です。

(6) 封印指定図 [○]

- a. 封印箇所及びその封印効果を記載して下さい。

(7) ブロック図 [○]

- a. ブロック図は回路構成を解りやすく示したものとして下さい。
b. 信号の流れが把握できるように作成して下さい。
c. 必要に応じ構成の説明を記載して下さい。

(8) 電気回路図 [○]

- a. 電気回路図はブロック図に対応したものと作成して下さい。
b. 重要な電気部品については判別可能な大きさと型番等を記載して下さい（引き出し線でも可）。
c. 計量法による規制対象とされない機器についての記載は必要ありません。

(9) 回路基板図 [○]

- a. 基板のパターン及び電気部品の配置（シルク図）を示すものとして下さい。
b. 重要な部品の位置及びパターンには個々の名称、型番等及び寸法を記載して下さい（引き出し線でも可）。
c. ROM・RAMの仕様・使用容量についてメーカー仕様及び実際に使用する容量を記載して下さい。
d. 電気部品のパーツリストを作成して下さい。特に、セカンドソースのあるものについては必ず明記して下さい。

(10) フローチャート [○]

- a. 演算処理の内容が把握できるように、解り易く記載して下さい。演算処理の流れ及び分離することが出来る表示機構までの流れを記載して下さい。
b. 各機能の処理内容が把握できるようにそれぞれの処理を記載して下さい。
c. その他の外接機器については機器の入りまでを記載して下さい。

(11) 作動原理図 [○]

- a. 計量動作の原理が明確に解るような説明文及び図解により具体的に示して下さい。

(12) 製造工程図 [●]

- a. 可能な限り A 4 版の用紙を用い、JIS Z 8206 工程図記号に準拠して作成して下さい。
b. 部品の製作から最終検査までの工程の流れをフローチャートで示して下さい。なお、部品、半完成品等を購入又は外注している場合は、購入元（外注先）を記載して下さい。
c. 工程図には各工程の名称、検査工程はそれぞれの工程で実施する検査項目を記載して下さい。ただし、合格条件、検査用機器、検査方法等についての記載は必要ありません。

(13) 取扱説明書及びユーザズマニュアル [●]

- a. 可能な限り、全ての機種ごとに提出して下さい。分離することが出来る表示機構及びその他の外接機器についても同様に扱います。
- b. 型式承認用に作成されたものも可とします。

3. 社内試験データ

可能な限り、特定計量器検定検査規則に規定されている該当項目について提出して下さい。
(試験器物が社内評価で検定公差を超えていないことの確認のためです。提出は必須ではありません。)

IV. 試験器物の提出

申請書と共に提出する試験用の特定計量器は、申請内容により異なりますので、事前に担当者との協議をお願いします。協議結果に基づき、ご提出の程お願いいたします。

以上